(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
坂東市富田字遠原一三七二番二から常総市三坂町字五家裏五二三一番二まで	前	〇・〇〇～二五九・九〇メートル	九・〇五〇キロメートル
	後	二二・二〇～二七三・二〇メートル	九・〇五〇キロメートル
常総市三坂町字五家裏五二三一番二からつくば市柳橋字天神後五三番一まで	前	二二・二〇～三〇八・五〇メートル	一〇・五〇〇キロメートル
	後	二五・〇〇～三一三・九〇メートル	一〇・五〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十九号及び二百四十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
かほく市二ツ屋タ三三番二から同市二ツ屋タ二五番二まで	前	一八・九〇～二三・〇〇メートル	〇・〇三八キロメートル
	後	一八・九〇～二一・六〇メートル	〇・〇三八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 路線名　供用開始の区間

(二) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

(三) 供用開始の期日　平成二十七年三月二十一日

○北陸地方整備局告示第四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の事業計画の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月二十日

北陸地方整備局長　野田　徹

一　施行者の名称　石川県

二　都市計画事業の種類及び名称　山中都市計画道路事業三・五・四号温泉中央南線

三　事業施行期間　自平成二十七年三月二十日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　石川県加賀市山中温泉こおろぎ町ニ及び山中温泉こおろぎ町ロ地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第四十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号及び十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
新潟市南区保坂字岡下一九六番から同市南区戸頭字上谷内七三八番一まで	前	BA 一三・五〇～三一・一〇メートル	五・四五六キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一九・五〇～八二・〇〇メートル	五・七二三キロメートル	
		BA 一三・五〇～三一・一〇メートル	五・四五六キロメートル	
		BA 一四・五〇～一一五・四〇メートル	五・七二三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月二十日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 路線名　供用開始の区間

(二) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

(三) 供用開始の期日　平成二十七年三月二十二日

○北陸地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号及び十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市南区神屋字前田一六六番一から同市南区神屋字前田二一〇番一まで	前	一九・七〇～二三・二〇メートル	〇・〇四四キロメートル
	後	一九・七〇～二八・七〇メートル	〇・〇四四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号及び十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
新潟市南区戸頭字浦廻二八六五番一から同市南区戸頭字浦廻二五五三番まで	前	一九・三〇～二一・一〇メートル	〇・〇六四キロメートル
	後	一九・八〇～二二・三〇メートル	〇・〇六四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月二十日

北陸地方整備局長　野田　徹